

生徒指導規程

呉市立天応中学校

第1章 総則

第1条 この規程は、本校の教育目標である「豊かな心とたくましく生きる力をもった若竹のような生徒の育成」を達成するために制定する。

学校長が教育上必要と認めたときに、生徒に特別な指導を実施する場合及び問題行動に対する対応、並びに学校生活のきまりに係る必要な事項を定める。

第2章 特別な指導

第2条 生徒の特別な指導に当たっては、学級担任、関係教職員、生徒指導部が事情を聴取して、生徒指導部が原案を作成し、校長が決定する。

第3条 特別な指導は、第3章第8条に規定する「対象とする問題行動」【表2】の(5)を起こした者に対して行う。緊急を要する（指導に従わない）場合は、この限りではない。

| | 該当する生徒 |
|-------|----------------------------------|
| 特別な指導 | 反社会的であり、他者へ害を及ぼす割合が大きい問題行動を起こした者 |

【表1 特別な指導に該当する生徒】

第3章 問題行動に対する対応

第4条 以下の問題行動を起こした生徒について教育上必要と認められる場合は、【表2】に示すとおり段階に応じた指導を行う。

- 1) 法令・法規に違反する行為
- 2) 本校の規則等に違反する行為
- 3) 学校が教育上指導を必要とすると判断した行為

第5条 全教職員による日常的な指導に加え、担任や学年は、問題行動に対して、生徒指導部と連携しながら適切な指導を行う。

第6条 指導の種類は以下のとおりとする。

- 1) 担任指導
- 2) 学年指導
- 3) 生徒指導主事指導
- 4) 管理職指導
- 5) 放課後の指導
- 6) 特別な指導

第7条 指導の内容は以下のとおりとする。

- 1) 説諭
- 2) 反省及び振返り
- 3) 反省文
- 4) 自主的活動
- 5) 特別な指導内容

第8条 指導の際は、保護者と連携を図る。生徒指導主事指導については、保護者を召喚して実施する。
放課後の指導は、担任を中心として、学年、生徒指導部が連携して指導内容を決定する。

| 対象とする問題行動 | 指 導 | 問題行動の例 | 備 考 |
|--|-------------------------------|--|---|
| (1) 問題行動の内容が軽微で、過失による要素が多いもの | 担任指導 | 服装・頭髪・生活・交通安全等のきまりに関する違反で、軽微なもの 遅刻（2回連続） 欠席 不要物持参，ふざけ合い | 反省文（必要に応じて） 保護者に連絡 不要物は預かりすみやかに保護者に返却 |
| (2) 問題行動の内容が単なる過失でなく、気の緩みやあまへの要素を含むもの | 学年指導 | 担任指導の対象となる問題行動の繰り返し（上記の事柄について3回注意しても改善が見られないもの） 遅刻（4回以上） 欠席（3日連続は家庭訪問） 器物破損（故意でなく軽微） 授業等のエスケープ・妨害（軽微なもの） 教師の指導に対する無視，暴言 | 反省文 放課後指導 保護者連携 |
| | 生徒指導主事指導 | 学年指導の対象となる問題行動の繰り返し 遅刻（8回を超えるもの） 欠席（不登校の傾向にあるもの） 器物破損（重大） 授業等のエスケープ・妨害（悪質なもの） 不要物（携帯電話・音楽プレイヤー）持参 暴力行為（ふざけ合いから） | 反省文 保護者連携及び召喚 不要物は預かりすみやかに保護者に返却 |
| (3) 学校生活や社会生活に適応しておらず、問題行動が、主に公共物を傷つけるものや学生の本分を損なうもの | 生徒指導主事指導の後、原則として3日間、放課後の自主的活動 | 生徒指導主事指導の対象となる問題行動の繰り返し 器物破損（故意であり重大） 授業等のエスケープ・妨害等（重大なもの） 夜間徘徊 | 反省文 保護者連携及び召喚 必要に応じて警察等，関係機関と連携 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| <p>(4) 学校生活や社会生活に 適応しておらず、問題行 動が、反社会的な要素が 大きいもの</p> | <p>生徒指導主事指導 の後、原則として 5日間、放課後の 自主的活動</p> | <p>生徒指導主事指導の対象となる問 題行動の繰り返し テスト不正行為 万引き・窃盗 喫煙、飲酒、薬物乱用 暴力行為（悪質） いじめ 家出(重大)</p> | <p>反省文 保護者連携及 び召喚 必要に応じて 警察等、関係 機関と連携</p> |
| <p>(5) 問題行動が、反社会的 であり、他者へ害を及ぼ す割合が大きいもの</p> | <p>生徒指導主事指導 の後、改善がなさ れるまでの間の継 続的な特別な指導 (原則7日間、別 室)、及び管理職 指導</p> | <p>極めて指導が困難な場合 無免許運転 薬物乱用(重度) 暴力行為(重大) いじめ(重大) 金銭(品)恐喝</p> | <p>特別な指導 反省文 保護者連携及 び召喚 必要に応じて 警察等、関係 機関と連携</p> |

【表2 問題行動と指導内容】

※上記に示すもの以外の問題行動・・・状況に応じて判断する。

※事情確認時の虚偽申請については問題行動の1つとして考える。

第4章 学校生活のきまり

(わたしたちのきまり)

第9条 学校生活を有意義かつ円滑なものにするため、「生活のきまり」を別に定める。

第10条 内容は次のとおりとする。

〈生活五訓〉 〈登下校〉 〈服装・持ち物・その他〉 〈生活のきまり〉

(対応及び指導)

第11条 各内容についての対応の詳細は、別に「問題行動への対応について」に定める。

第12条 学校生活のきまりに違反する者に対する指導は、第3章の問題行動に対しての対応の規定により行う。

附則

この規定は、平成23年4月1日から施行する。

平成23年9月1日一部改正

平成24年5月10日一部改正

平成29年4月6日一部改正